

(5) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

① 遊具等環境整備

施設区分	域内施設数	整備施設数
認定こども園	園	園
幼稚園	園	園

② デジタルテレビ等整備

整備区分	域内施設数	整備施設数
デジタルテレビ整備	園	園
アンテナ工事	園	園

(6) 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

受講者数	園長	教諭	その他
	人	人	人

(注)「受講者数」には、延べ人数を記入し、職種別の内訳を記入すること。

[ひとり親家庭等への支援の拡充]

(1)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

	対象実人員	助成額
都道府県	人	千円
管内市町村計	人	千円
合 計	人	千円

※「対象人員」には、事業の対象としている母子家庭の母等の人数を記入すること。

(2)高等技能訓練促進費等事業

	助 成 額	
都道府県	千円	千円
管内市計	千円	千円
合 計	千円	千円

※「助成額」には、都道府県等から支出した額(国3/4部分のみ)を記入すること。

(3)職業訓練中のひとり親家庭への託児サービス提供事業

	対 象 人 員 等			助成額	実施場所
	実 世 帯 数	延べ利用児童数	開所日数		
都道府県	母子家庭	世帯		千円	
	父子家庭	世帯			
	合 計	世帯			
管内指定都市・中核市計	母子家庭	世帯		千円	
	父子家庭	世帯			
	合 計	世帯			
合 計	母子家庭	世帯		千円	
	父子家庭	世帯			
	合 計	世帯			

※「助成額」には、都道府県等から支出した額(国1/2部分のみ)を記入すること。

(4)職業紹介等を実施している企業等によるひとり親家庭の就業支援事業

	委託先	支援対象人員		助成額
都道府県		母子家庭・寡婦	人	千円
		父子家庭	人	
		計	人	
管内指定都市・中核市計		母子家庭・寡婦	人	千円
		父子家庭	人	
		計	人	
合 計		母子家庭・寡婦	人	千円
		父子家庭	人	
		計	人	

※「助成額」には、都道府県等から支出した額(国1/2部分のみ)を記入すること。

(5) 就業・社会活動困難者に対する戸別訪問事業

		支援対象人員	助成額
都道府県	戸別訪問	人	千円
	就職活動支度の支援	人	千円
	計		千円
管内指定都市・中核市計	戸別訪問	人	千円
	就職活動支度の支援	人	千円
	計		千円
合 計	戸別訪問	人	千円
	就職活動支度の支援	人	千円
	計		千円

※「助成額」には、都道府県等から支出した額(「戸別訪問」については1/2、「就職活動支度の支援」については10/10)を記入すること。

(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業

	委託先	支援対象人員	助成額
都道府県		婦人保護施設	人
		婦人相談所 一時保護所	人
		計	人
			千円

※「助成額」には、都道府県から支出した額(国1/2部分のみ)を記入すること。

[社会的養護の拡充]

(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業

就業支援	対象実人員		助成額
	退所者	保護者	
児童養護施設	人	人	千円
乳児院	人	人	千円
情緒障害児短期治療施設	人	人	千円
児童自立支援施設	人	人	千円
母子生活支援施設	人	人	千円
ファミリーホーム	人	人	千円
自立援助ホーム	人	人	千円
里親	人	人	千円
合 計	人	人	千円

※ 「対象実人員」には就業支援をした実人員を記入すること。

(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

	実施か所数	助成額
施設内遊具の安全対策	か所	千円
食品の安全対策	か所	千円
児童入所施設等の生活環境改善	か所	千円
地域子育て支援拠点の環境改善	か所	千円
児童相談所の環境改善	か所	千円
学習環境改善	か所	千円
児童相談体制整備対策	か所	千円
賃貸・改修等の補助対象の拡大	か所	千円

(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

区 分	研修受講者数	助成額
短期研修	人	千円
長期研修	人	千円
児童相談所職員	人	千円
市町村職員等	人	千円

※ 区分については運営要領によるものとする。

[その他事業(都道府県事務)]

(1) 事務費交付事業

【内訳】

(注) 支出した経費別の内訳(千円単位)を記入すること。

(記入例: 賃金(データ集計のための賃金職員雇上費1人・20日 200千円)、役務費(郵送用切手代5千円))

6 添付資料

- (1) 当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本
- (2) その他参考となる資料

○ 社会福祉施設等の耐震化等の
整備について

〔平成21年5月28日
障害保健福祉部関係主管課長会議資料
* 一部更新している〕

社会福祉施設等の耐震化等の整備

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、都道府県に基金を造成するなどによって、耐震化及びスプリンクラー等の整備を促進する。

耐震化整備

昭和56年以前の建物は、大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽施設等の耐震化整備の優先採択を行うなど、その整備の促進を図ってきたが、入所者の防災対策を一層進める観点から、耐震化整備を図る。

スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、主として要介護状態にある方又は重度の障害者等が入所される施設で延べ275㎡以上の施設は、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等を踏まえ、防火安全対策の観点から、スプリンクラー整備を図る。

地上デジタル放送への対応

地上アナログ放送から地上デジタルへの移行にあたって、地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方々が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要となる機器整備に要する費用を補助する。

※補助率1/2のほか、耐震化及びスプリンクラー整備については、地方負担の軽減措置(地域活性化・公共投資臨時交付金(内閣府)を活用)、(独)福祉医療機構融資の融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の概要

1 目的

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進することを目的とする。

2 交付金の規模

平成21年度補正予算額 約1,062億円

3 交付金の交付先

申請に基づき、都道府県に対し交付する。
なお、交付金は、補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 基金の設置主体

都道府県（政令指定都市、中核市を含まない）

5 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度中に基金を造成することを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

6 対象施設

- ・ 保護施設、障害児者関係施設は公立を除く
- ・ 児童関係施設（障害児施設を除く）は公立を含む